

市議会3月定例会には45議案が提出されました。飼い犬条例の制定、公益質屋条例の廃止などおもなものを紹介しましょう。

富士・吉原

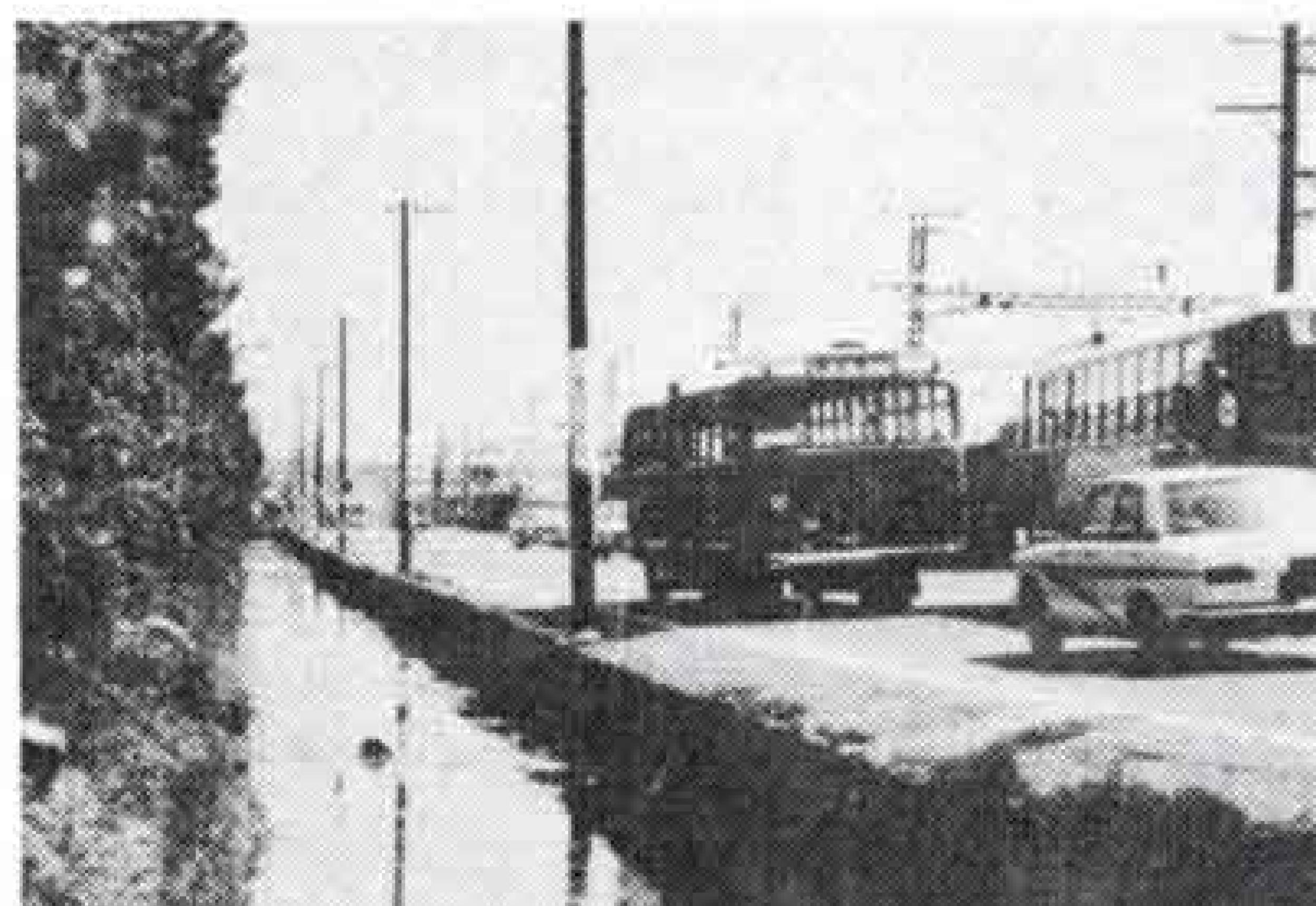
## 中心街に駐車場

…駐車場事業特別会計…

さいきんの都市交通の混雑を緩和するため、市営駐車場の建設が要望されていました。本年度から特別会計を設け、この事業を推進していくことになりました。

予算額は3,000万円です。本州製紙南側の用水に駐車場をつくるために2,600万円を、市民会館前広場を駐車場にするため委託料300万円をそれぞれ計上しました。

本州製紙南側は、三横共同堀に長さ約200㍍の駐車場をつくります。収容台数は約70台の予定です。市民会館前広場は駐車場と公園ができるように設計を委託します。



## 消防職員110人

…職員定数条例改正…

田子の浦港に消防分署を設置するとともに、富士分署で救急業務を開始するため、消防職員の定数90人を110人に改正しました。

## プロパンの基準追加

…火災予防条例の改正…

国の法令改正にともない、少量タンクローリーの取り締りを法制化しました。また家庭用プロパンガスの設備基準が追加されました。

# 飼い犬条例を制定 6月1日から施行します

## 飼い主は必ず表示を

…飼い犬条例…

飼い犬の管理を正しく行なわせ、わたしたちの生活の安全と、公衆衛生の向上をはかるために、新しく条例を設けました。なお、この条例は6月1日から施行されます。おもな条文の内容は次のとおりです。

「犬の所有者、管理者は飼い犬の性質または大きさに応じて、囲いの中あるいはクサリでつなぐなどの方法で、人畜などに害を加えないようにしなければならない。」（第3条）

「犬の所有者は、人の見やすい所に飼い犬がいることの標識を表示しなければならない。」（第4条）

「第3条に違反していると認めたときは、市長は所有者に被害を防止するための措置を命ずることができる。」（第5条）

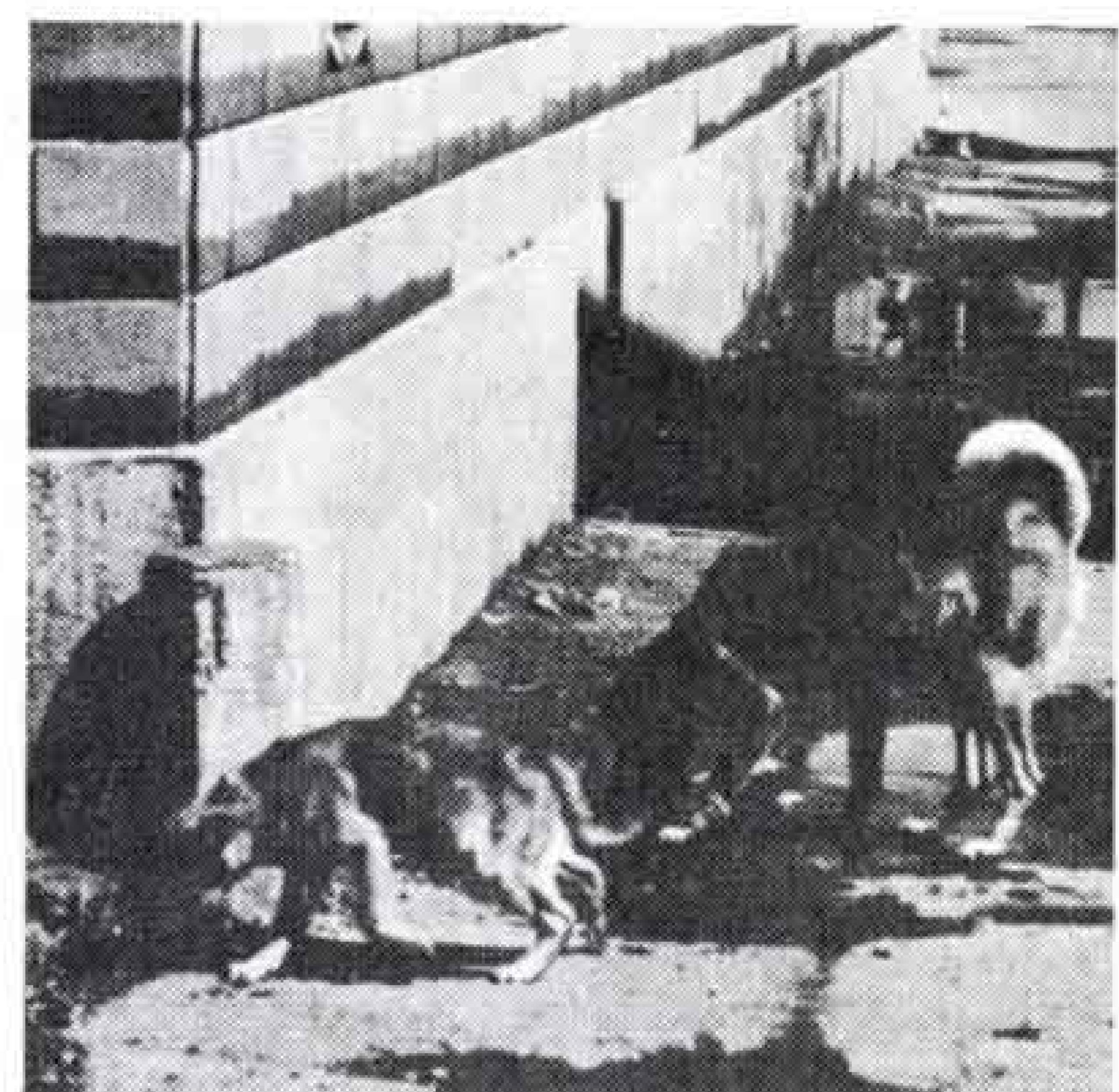
「飼い犬が人をかんだときは所有者は

ただちに市長に届け出をしなければならない。」（第6条）

「飼い犬にかまれた人は市長に届け出ることができる。」（第7条）

「市長は必要があると認めたときは職員に立ち入り調査、質問させることができます。」（第8条）

「第5条の措置命令に従わなかつた者は、1万円以下の罰金または科料に処する。」（第9条）



## 3月31日で廃止

…公益質屋条例…

公益質屋は、低所得者層の経済救済策として昭和31年に設置されました。しかし、経済成長とともに利用者はだんだん少くなり、公益質屋のあるのは県下では富士市だけになりました。このため44年3月31日で廃止することになりました。

ちなみに、開所した31年4月から43年11月までの利用者は22,252人で、昨年1年間の利用者は994人でした。

なお、公益質屋の廃止により、低所得者層の救済制度として、社会福祉協議会の小口貸付制度を強化していきます。



## 御幸町など14町新設

…吉原伝法(大字)の区域変更…

吉原地区で5月1日から新しい住居表示を実施することになりました。これは吉原、伝法、依田原、瓜島、荒田島、津田、外木、青島、永田、依田原新田の字名を御幸町、中央町1~3、吉原町1~5、錦町1、緑町、高嶺町、依田原町、吉原宝町の新しい町名に変えるとともに、新しく町界を定めるものです。

## 今泉と原田地区も

…新しい住居表示…

昭和44年度の住居表示を実施するため新しく市街地の区域を定めました。44年に新しく住居表示を実施するのは、今泉地区と原田地区の一部です。第2次住居表示整備事業の実施計画によると、対象町数は29町、面積は183万平方㍍、世帯数は4,257です。